



町の税金あれこれ

固定資産税編

土地、家屋、償却資産（業務用の機械、備品など）を「固定資産」といい、それにかかる税金が「固定資産税」です。毎年1月1日現在の固定資産の所有者が、固定資産の所在する町に納める税金で、行政サービスを提供する町の財政を支えています。

納税義務者について

- 固定資産税を納める人は、原則として毎年1月1日時点の固定資産の所有者です。
- 固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡している場合は、相続人の中から代表者を申し出ていただき、「相続人代表者指定届」を提出してください。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

自己の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうか、縦覧帳簿に記載されているほかの土地・家屋の評価額と比較することができます。

- 縦覧者 町内に土地、家屋を所有する納税者、納税管理人または代理人、相続人（所有者との関係がわかる書類が必要）
- 期間 4月1日（金）～5月2日（月）
- 場所 町民税務課
- 持ち物 印鑑、本人確認書類

※代理人の場合は委任状が必要です。

便利で確実な口座振替

納税は、便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替は、預貯金口座のある金融機関または郵便局で申し込むことができます。当月の納期限から口座振替をご希望の場合は、町民税務課の窓口にお越しください。

お手続きには、納税通知書と身分証明書・口座の届け印鑑・通帳またはキャッシュカードをお持ちください。

預貯金不足により口座振替できなかった場合は、後日送付される納付書で納めてください。なお、振替方法が全期前納だった場合は、第1期分のみ納付書をお送りし、第2期分以降は期別ごとの振替となります。

また、口座振替済み通知書は送付しておりません。納付（振替）の確認は通帳への記帳にてお願いいたします。

次のような場合は役場へ届出を!

- ・ 家屋の新築や取り壊したとき
- ・ 未登記家屋の所有者を変更（売買・相続など）したとき
- ・ 家屋の使用について、用途を変更したとき
- ・ 初めて南越前町内で償却資産を所有したときなど

固定資産◎&A

年途中で土地や家屋の売買があった場合

◎ 昨年11月に自己所有の土地と家屋の売買契約を締結し、今年3月に買主へ所有権移転登記を済ませました。今年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 今年度の固定資産税は、売主に課税されます。固定資産税は、毎年1月1日時点で、登記簿に所有者として登録されている人に対し、その年の4月から始まる年度分の固定資産税を課税することになっているからです。すでに売却済みの土地や家屋であっても、1月1日時点の登記簿には売主の名義で登記されていますから、本年度の固定資産税の納税義務者は売主になります。最近では、税負担トラブルを防ぐため、売主と買主のどちらがどのように負担するか契約書に明記している場合もあります。

年途中で家屋を取り壊した場合

◎ 今年2月に家屋を取り壊しましたが、今年度の固定資産税が課税対象となっています。なぜでしょうか？

A 固定資産税は、毎年1月1日時点で所在している固定資産を課税対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されます。したがって、2月に取り壊された家屋は1月1日には存在していたことから、今年度の固定資産税の課税対象となります。

家屋の固定資産税が高くなったのはなぜ？

◎ 平成30年9月に二戸建住宅を新築しましたが、令和4年度から税額が高くなっています。なぜでしょうか？

A 新築住宅に対しては、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3カ年分に限り、税額が2分の1に軽減されます。この場合は、平成31年、令和2年、令和3年度分については、税額が2分の1に減額されており、この減額適用期間が終了したことから、本来の税額に戻ったためです。

問合せ 町民税務課 固定資産税係

TEL 0778-4718014